

神奈川大学オープンアクセス方針

平成 31 年 2 月 27 日

(趣旨)

1 神奈川大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究活動において生産された研究成果を広く学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教職員の研究成果を、「神奈川大学学術機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）等によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

3 前項にかかわらず、著作権等の理由により、リポジトリによる公開が不適切である場合は、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

(リポジトリへの登録)

5 リポジトリへの登録、公開に関する事項は、「神奈川大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。